

## 低炭素建築物の認定手数料表

法律名	対象事務		手数料額			
	区分		認定の審査 上段(イ) 適合証あり 下段(ロ) (適合証なし全部審査)	変更の審査 上段(イ) 適合証あり 下段(ロ) (適合証なし全部審査)		
都市の低炭素化の促進に関する法律	低炭素建築物新築等計画の認定申請及び認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定申請に対する審査	1戸建ての住宅（表1-1）		5,000円 (33,000円)	3,000円 (17,000円)	
		次に掲げる共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅）及び住戸等（共同住宅等を含む建築物に係る住戸部分）における住戸の数の区分に応じた額（表1-2）				
		共同住宅等及び住戸等	住戸の数が5以下のもの		9,000円 (65,000円)	5,000円 (33,000円)
			住戸の数が6以上10以下のもの		15,000円 (90,000円)	8,000円 (45,000円)
			住戸の数が11以上25以下のもの		25,000円 (127,000円)	13,000円 (64,000円)
			住戸の数が26以上50以下のもの		42,000円 (182,000円)	21,000円 (91,000円)
			住戸の数が51以上100以下のもの		74,000円 (260,000円)	37,000円 (130,000円)
			住戸の数が101以上200以下のもの		117,000円 (351,000円)	59,000円 (176,000円)
			住戸の数が201以上300以下のもの		148,000円 (460,000円)	74,000円 (230,000円)
			住戸の数が301以上のもの		158,000円 (541,000円)	79,000円 (271,000円)
		次に掲げる建築物の共用部分等（共同住宅等及び共同住宅等を含む建築物に係る共用部分）の面積に応じた額（表2）				
		共用部分等	面積が300㎡以内のとき		9,000円 (102,000円)	5,000円 (51,000円)
			面積が300㎡超2000㎡以内のとき		25,000円 (167,000円)	13,000円 (84,000円)
			面積が2000㎡超5000㎡以内のとき		74,000円 (259,000円)	37,000円 (130,000円)
			面積が5000㎡超10000㎡以内のとき		117,000円 (332,000円)	59,000円 (166,000円)
			面積が10000㎡超25000㎡以内のとき		148,000円 (397,000円)	74,000円 (199,000円)
			面積が25000㎡超のとき		185,000円 (463,000円)	93,000円 (232,000円)
		次に掲げる建築物の非住宅部分（住宅の用途以外の用途に供する部分）の面積に応じた額（表3）				
		非住宅部分	面積が300㎡以内のとき		9,000円 (224,000円)	5,000円 (112,000円)
			面積が300㎡超2000㎡以内のとき		25,000円 (355,000円)	13,000円 (178,000円)
			面積が2000㎡超5000㎡以内のとき		74,000円 (505,000円)	37,000円 (253,000円)
面積が5000㎡超10000㎡以内のとき			117,000円 (618,000円)	59,000円 (309,000円)		
面積が10000㎡超25000㎡以内のとき			148,000円 (729,000円)	74,000円 (365,000円)		
面積が25000㎡超のとき			185,000円 (833,000円)	93,000円 (417,000円)		

一の共同住宅等又は共同住宅等を含む建築物の全体についての申請の場合、表1-2、表2、表3を合算した額  
 手数料額の（イ）（ロ）は手数料条例別表の4下段の（イ）（ロ）を示す

【手数料算定例】

一戸建ての住宅の認定手数料

- 例1) 性能評価機関等の適合証がある場合  
(表1-1) 上段(イ)適合証ありを適用 5,000円  
認定手数料額 5,000円
- 例2) 性能評価機関等の適合証がない場合  
(表1-1) 上段(ロ)適合証なし全部審査を適用 (33,000円)  
認定手数料額 33,000円

共同住宅等の認定手数料(性能評価機関等の適合証がある場合)

- 例1) 【住戸認定】共同住宅で住戸の数が4の場合  
(表1-2) 住戸の数が5以下のものを適用 9,000円  
認定手数料額 9,000円
- 例2) 【住棟認定】共同住宅で住戸の数が4,共用面積50㎡の場合  
(表1-2) 住戸の数が5以下のものを適用 9,000円  
(表2) 面積が300㎡以内のときを適用 9,000円  
認定手数料額 9,000円 + 9,000円 = 18,000円
- 例3) 【複合住棟認定】共同住宅で住戸の数が4,共用面積50㎡,  
店舗(非住宅部分)200㎡の場合  
(表1-2) 住戸の数が5以下のものを適用 9,000円  
(表2) 面積が300㎡以内のときを適用 9,000円  
(表3) 面積が300㎡以内のときを適用 9,000円  
認定手数料額 9,000円 + 9,000円 + 9,000円 = 27,000円